

日本の安全保障輸出管理制度（概要）

2017年9月1日

貿易経済協力局 貿易管理部

1. 安全保障輸出管理の重要性

2. 日本の安全保障輸出管理制度の概要

3. 環境変化を踏まえた対応

安全保障をめぐる課題の深刻化

- テロ活動が全世界で頻発。大量破壊兵器などの使用が現実的になってきている。
- 特に生物・化学兵器は比較的安価で製造が容易。大量破壊兵器の開発等に必要な貨物や技術の多くが汎用品（デュアル・ユース）であり、偽装もできる。

【中東】

- ・平成27年11月、フランス・パリで I S I L による同時多発テロ事件が勃発するとともに、平成28年3月には、ベルギー・ブリュッセルでも連続爆破テロ事件が勃発。
- ・平成28年8月の国連の報告書によると、平成27年8月に I S I L はシリアでマスタードガスを使用した疑い。

【イラン】

- ・平成28年1月、イラン向けの原子力関連品目及びミサイル関連品目の移転について、輸出禁止措置を解除。
- ・一方で、3月中旬には、ミサイルの発射実験を実施。

【北朝鮮】

- ・平成28年1月と9月に、それぞれ4度目と5度目となる核実験を実施。
- ・平成28年2月には、「人工衛星」と称する飛翔体を発射。

国際連合安全保障理事会決議 1540

各締約国は、

- 核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えること。
- 自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行すること。
- 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な防護措置、国境管理及び法執行の努力を策定する他、国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し維持すること。

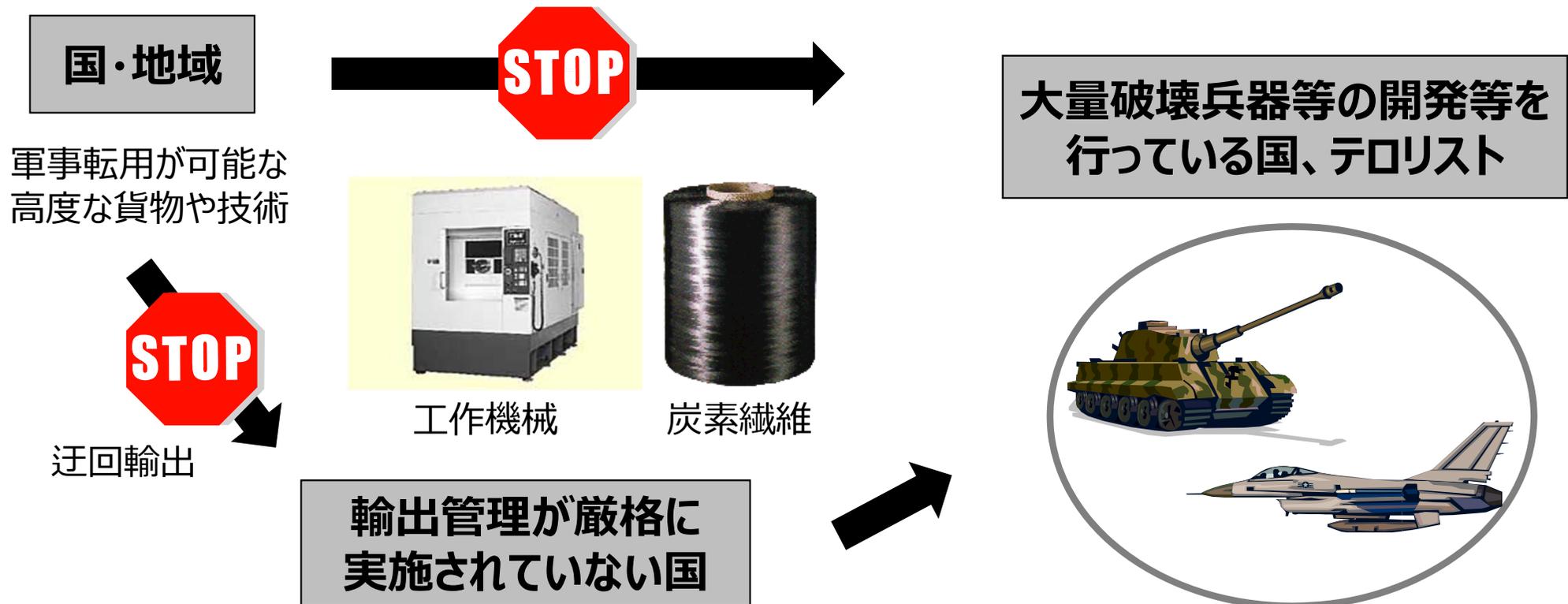
※同決議は締約国のすべき義務のアウトラインであり、どのように実施する義務のアウトラインではない。
実施様態は各締約国に委ねられている。

国際輸出管理レジーム

	NSG 原子力供給国グループ	AG オーストラリア・グループ	MTCR ミサイル技術管理レジーム	WA ワッセナー・アレンジメント
規制対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力専用品・技術 <ul style="list-style-type: none"> • 核物質 • 原子炉・付属装置 • 重水・原子炉級黒鉛 • ウラン濃縮・再処理等プラント ➤ 原子力関連汎用品・技術 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 化学兵器 <ul style="list-style-type: none"> • 化学剤 • 化学兵器汎用製造設備 ➤ 生物兵器 <ul style="list-style-type: none"> • 生物剤 • 生物兵器汎用製造設備 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大型のミサイル・無人航空機 ➤ 小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 武器 ➤ 汎用品 <ul style="list-style-type: none"> • 先端材料 • 材料加工 • エレクトロニクス • コンピュータ • 通信関連 等
発足年	1978年	1985年	1987年	1996年
参加国数	48か国	41カ国 + EU	35カ国	41カ国

安全保障貿易管理とは

- 高度な貨物や技術が、大量破壊兵器や通常兵器の開発等を行っているような国、テロリスト等に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- 懸念国やテロリストによる大量破壊兵器関連貨物・技術の調達活動は、迂回輸出や別会社を用いるなど巧妙化している。
- それらを未然に防ぐため、国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により、厳格な輸出管理等を推進しており、非参加国においてもこれに準拠した取組みを行うことが必要。



汎用品の懸念用途への転用懸念

- 民生用途として輸出した貨物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれがある。

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の製造 	自動車の製造や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の原材料 	金属めっき工程 
ろ過器	細菌兵器製造のための 細菌抽出 	海水の淡水化 
炭素繊維	ミサイルの構造材料 	航空機の構造材料 

安全保障輸出管理に関する日本の経験

- 日本は、1949年に外国為替及び外国貿易管理法（外為法）を制定し、法に基づく安全保障輸出管理を実施。
- 日本の製造事業者が、輸出規制対象となっている製品について、虚偽の申請をして不正に輸出したことが判明し、日本製品の不買運動につながった。不正輸出をした製造事業者等の役員は退陣。株主から訴訟を受けるなど、大きな損害を被った。

- 1949年 外国為替及び外国貿易法の施行
- 1952年 戦略的物資輸出調整委員会 (COCOM) に参加

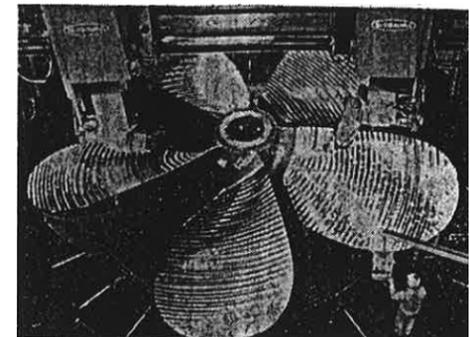


外為法に基づき輸出管理を実施



- 1987年 **日本の工作機械がCOCOM規制対象国に不正に輸出される**

- ✓ 日本の信用失墜
- ✓ 製造事業者等の役員交代
- ✓ 株主代表訴訟



(1987年毎日新聞夕刊)

日本の安全保障輸出管理体制の強化

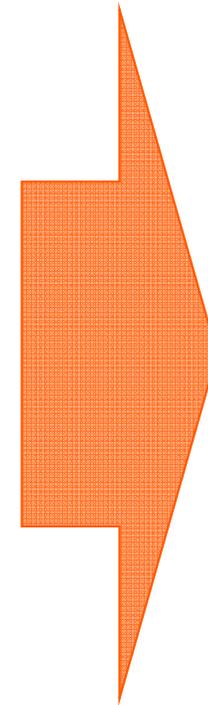
- 事件後、日本政府と産業界が共に厳格な輸出管理を行うための取組を実施。

■ 政府

- ✓ 管理体制の強化
- ✓ 罰則の強化
- ✓ 公訴時効の延長
- ✓ 輸出管理内部規程（ICP）の普及

■ 産業界

- ✓ ICPの厳格な実施
（海外事務所を含めた社内研修の実施）
- ✓ 自主的取組の実施



信頼回復

安全保障輸出管理の重要性

- ✓ **国際社会の安全保障を確保するために安全保障輸出管理が重要**
 - 厳格な輸出管理を行わなければ、自国だけでなく、世界の安全保障環境に影響を与える

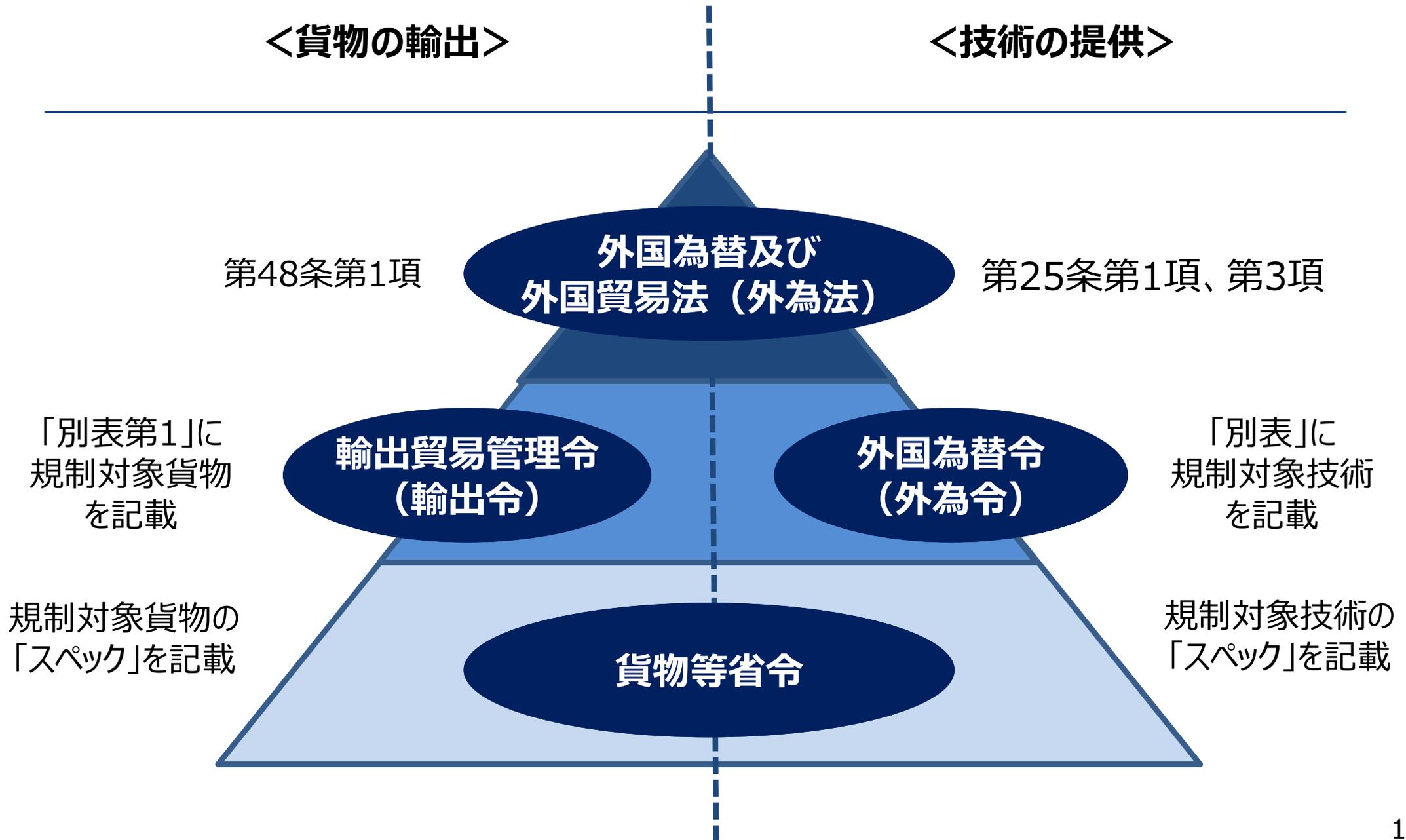
- ✓ **1つの事件だけで国・企業の信用は簡単に失われる**
 - 厳格な輸出管理を行っているという信頼を得ることは企業の投資を促進し、経済発展にも繋がる

- ✓ **制度があるだけでは不十分であり、厳格な運用が必要**
 - 制度があっても厳格な運用が行われていなければ、制度がないのと同じ

- ✓ **国と産業界の双方の努力が必要**
 - 国の実効的な輸出管理体制の整備が不可欠
 - 国と産業界が協力して輸出管理を行うことが重要
 - 産業界も自主的な取組を行うことが求められる

1. 安全保障輸出管理の重要性
2. 日本の安全保障輸出管理制度の概要
3. 環境変化を踏まえた対応

日本の安全保障輸出管理の法体系



外為法に基づくリスト規制

- 国際輸出管理レジームにおける国際的な合意を踏まえ、武器、及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制。
- 輸出しようとする貨物や技術が輸出令・外為令の品目に該当し、貨物等省令に規定された仕様に該当する場合は、経済産業大臣の許可が必要。

項	リスト規制	国際輸出管理レジーム
1	武器	WA (ワッセナー・アレンジメント) : 武器
2	汎用品	NSG (原子力供給国会合) : 原子力
3		AG (オーストラリアグループ) : 化学兵器・生物兵器
3-2		
4		MTCR (ミサイル関連貨物技術輸出規制) : ミサイル・ロケット
5		WA : 汎用品・機微品目
~		
13	その他	WA : 軍需品 (1 項に該当するものを除く)
14		
15	汎用品	WA : 機微品目
16	通常兵器・大量破壊兵器	キャッチオール規制

キャッチオール規制

リスト規制とキャッチオール規制

- リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要。

外為法	政令	リスト規制	大量破壊兵器等 キャッチオール	通常兵器 キャッチオール
第48条（貨物）	輸出令	第1項～第15項	第16項	
第25条（技術）	外為令	第1項～第15項	第16項	
		<u>規制品目</u> 武器、機微な汎用品	<u>規制品目</u> リスト規制品目以外の全品目 （食品、木材等を除く）	
		<u>規制される仕向地</u> 全地域	<u>規制される仕向地</u> ホワイト国を除く全ての国	

ホワイト国：輸出管理を厳格に実施している国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

【参考】 日本の規制リストとE U規制番号の対比表

- 日本の規制リストとE U規制番号を安全保障貿易情報センター（CISTEC）が作成。（日本語のみ）

http://www.cistec.or.jp/service/eu_taihi.xls

eu_taihi.xls [保護されたビュー] [互換モード] - Microsoft Excel

2015年版

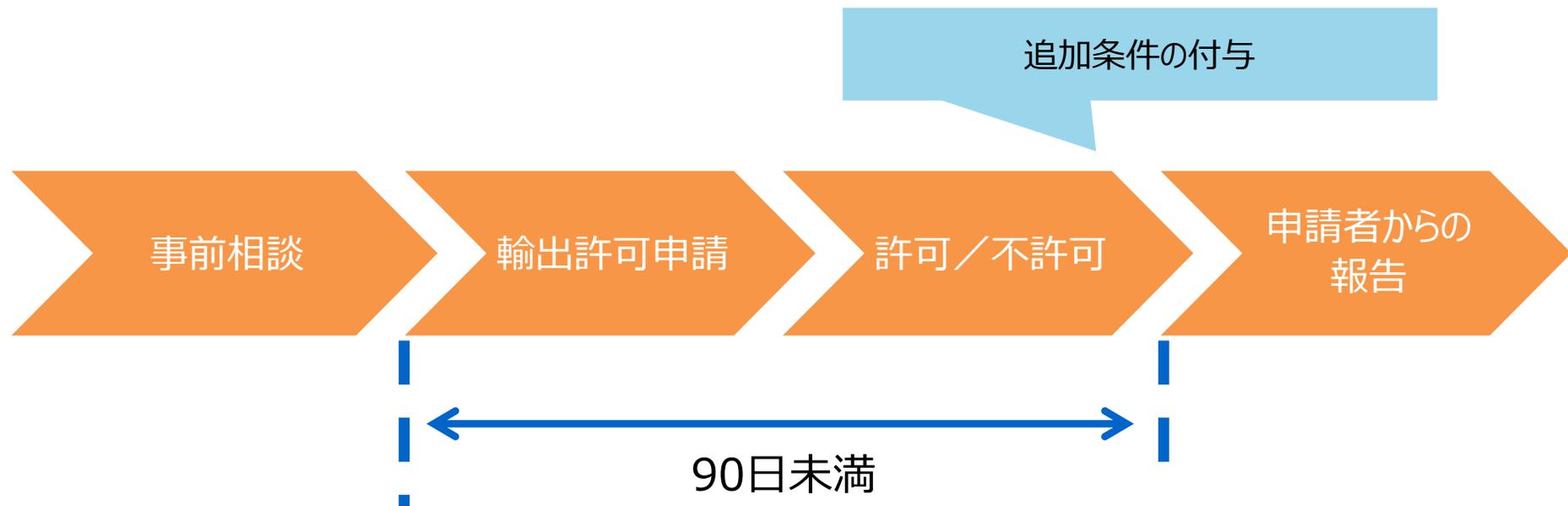
2項 原子力 貨物等省令第1条(第一号～第六十二号)(平成27(2015)年10月1日施行の貨物等省令・2015年12月25日施行のEU規則・2015年4月21日公示のEU/MUに準拠)

注1)「対比用文言」:EU規制番号を特定するために、貨物等省令を細分化する必要がある場合、これを対比用文言と呼び、参考欄に示した。
 貨物等省令にはない文言なので、注意すること。
 注2)「EU規制の差異注意」(要):EU規制が貨物等省令の規制内容と「厳密に一致しないと判断される場合を示す。対比先とされるEU規制番号の使用に注意すること。
 貨物等省令とEU規制のそれぞれの原文により規制内容を精査すること。
 注3)エクセルの一つのセルに記入できる字数に制限があるため、必要に応じて「字数制約」により、セル分割などとして、行を分けた。
 注4)貨物等省令行は号番号が変わる毎にセル下地色を変えた。

日 EU 行	貨物等省令						EU規制番号		貨物等省令文言(全文)	参考		EU規制の 差異注意 (要)(注2)
	政令	系	項	号	イ ロ ハ	細番	5桁	細番		対比用文言(注1)	EU規制文言(英文)	
1	日	2	1	1					輸出入管理令(以下「輸出入令」という。)別表第1の2の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。			
2	日	2(1)	1	1	イ		00001 00002 10012		核燃料物質又は核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの			
3	EU	2(1)	1	1			00001				“Natural uranium” or “depleted uranium” or thorium in the form of metal, alloy, chemical compound or concentrate and any other material containing one or more of the foregoing;	
4	EU	2(1)	1	1			00002				“Natural uranium” (0) means uranium containing the mixtures of isotopes occurring in nature. “Depleted uranium” (0) means uranium depleted in the isotope 235 below that occurring in nature. “Special fissile materials”	
5	EU	2(1)	1	1			10012 a				“Special fissile material” (0) means plutonium-239, uranium-233, “uranium enriched in the isotopes 235 or 233”, and any material containing the foregoing. Materials as follows: a. Plutonium in any form with a plutonium isotopic assay of plutonium-238 of more than 50 % by weight; Note: 10012 a. does not control: a. Shipments with a plutonium content of 1 g or less; b. Shipments of 3 “effective grammes” or less when contained in a sensing component in instruments.	
6	日	2(1)	1	1	イ		00001 00002		ウラン又はその化合物			

審査プロセス

- 輸出者は、輸出品目が法令で規制されているものか否かを判定する（該非判定）責任を負っている。該非判定の結果、リスト規制品目であると分かった場合は、経済産業省に許可申請をしなければならない。
- 経済産業省は、許可申請について最終用途やエンドユーザーの適切さ等を確認し、許可又は不許可を判断する。輸出許可の際、追加的な条件が課される場合がある。



輸出後の再輸出等の対応について

- 大量破壊兵器関連の国際レジーム（NSG、AG及びMTCR）において、第三国での懸念用途への利用を防止するため、国内法令や慣行の範囲内との前提で、再輸出に係る運用が規定（再輸出をしない又は再輸出をする場合、輸出者から事前同意を得るべき）されている。
- 我が国では、上記国際レジームの規定を踏まえ、①輸出者が、最終需要者から再輸出しない旨の最終用途誓約書を取得すること。②再輸出を行う場合には、経済産業省の事前同意を取得する旨の許可条件を付与することにより運用。
- 輸出者が上記の輸出許可条件に違反した場合は、外為法73条に基づき、10万円以下の過料（平成29年10月1日以降は100万円以下の罰金）が科される。
- また、最終需要者による誓約事項に対する虚偽の声明等は、当該最終需要者に対する経済産業省の審査方針に否定的な影響を与えることがある。
- さらに、世界的に安全保障輸出管理が重要視される中、違法な輸出や再輸出に関与した場合、国際的な企業イメージの悪化等によるビジネス面での損失も生じうる。

（1）最終用途誓約書の取得

輸出許可申請者は、最終需要者から次の内容が記された最終用途誓約書を取得。

「最終需要者は貨物等を再輸出しない。やむを得ず貨物を再輸出する場合には、経済産業省から義務を課された輸出者から事前同意を得る。」

（2）許可条件の付与

輸出を許可する際には、次の条件を付与。

「最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには、速やかに経済産業省に対して事前同意の手続きを進めること。」

包括許可の種類

個別許可

- 取引毎の輸出許可

包括許可

- 3年の期間、複数の取引に有効
- 輸出者の自主的な輸出管理が前提

一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可

特別一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可
 →輸出管理内部規程（ICP）の整備及び事前検査が要件

特定包括許可

継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可
 →輸出管理内部規程（ICP）の整備及び事前検査が要件

特定子会社包括許可

企業の海外子会社向けに対する一定の品目の輸出について、包括的に許可
 →輸出管理内部規程（ICP）の整備及び事前検査が要件

【参考】 外国ユーザーリスト (2017年5月24日改正)

- 経済産業省は、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念されている企業・組織を掲載した「外国ユーザーリスト」を公表。
- 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要。
- リストは毎年更新されるので、最新情報を確認して輸出管理することが必要。

国別の掲載
企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	7
イスラエル	2
イラン	206
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	142
シリア	20
台湾	1
中国	53
パキスタン	37
香港	3
レバノン	3
合計	481

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N
480	レバノン Republic of Lebanon	Shadi for Cars Trading		生物、化学、ミサイル B,C,M
481	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	• Techno Lab	生物、化学、ミサイル B,C,M

違反に対する罰則

- 規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

最大 { 10年以下の懲役
1000万円以下の罰金

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

行政制裁

- ・ 3年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告

法律以外の影響

- 組織イメージの悪化
- 社会的制裁
- 株主代表訴訟 など

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。
公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

- 1. 安全保障輸出管理の重要性**
- 2. 日本の安全保障輸出管理制度の概要**
- 3. 環境変化を踏まえた対応**

機微技術の違法輸出や北朝鮮制裁違反が跡を絶たない

行政処分 時期	輸出入の別 (貨物)	仕向先 (輸入先)	罰金	輸出入禁止期間	備考
27年6月	【輸出】 炭素繊維	中国	100万円	4ヶ月間、全貨物・全地域 向け輸出禁止	韓国迂回
28年7月	【輸出】 厨房用品 日用品等	北朝鮮	300万円	7ヶ月間、全貨物・全地域 向け輸出禁止	シンガポール経由
28年9月	【輸出】 卓球用品	北朝鮮	500万円	7ヶ月間、全貨物・全地域 向け輸出禁止	香港経由
28年11月	【輸入】 北朝鮮産 生松茸	日本	200万円	8ヶ月間、全貨物・全地域 からの輸入禁止	中国（上海、瀋陽、ハル ビン）経由

違反に対する罰則（2017年法改正）

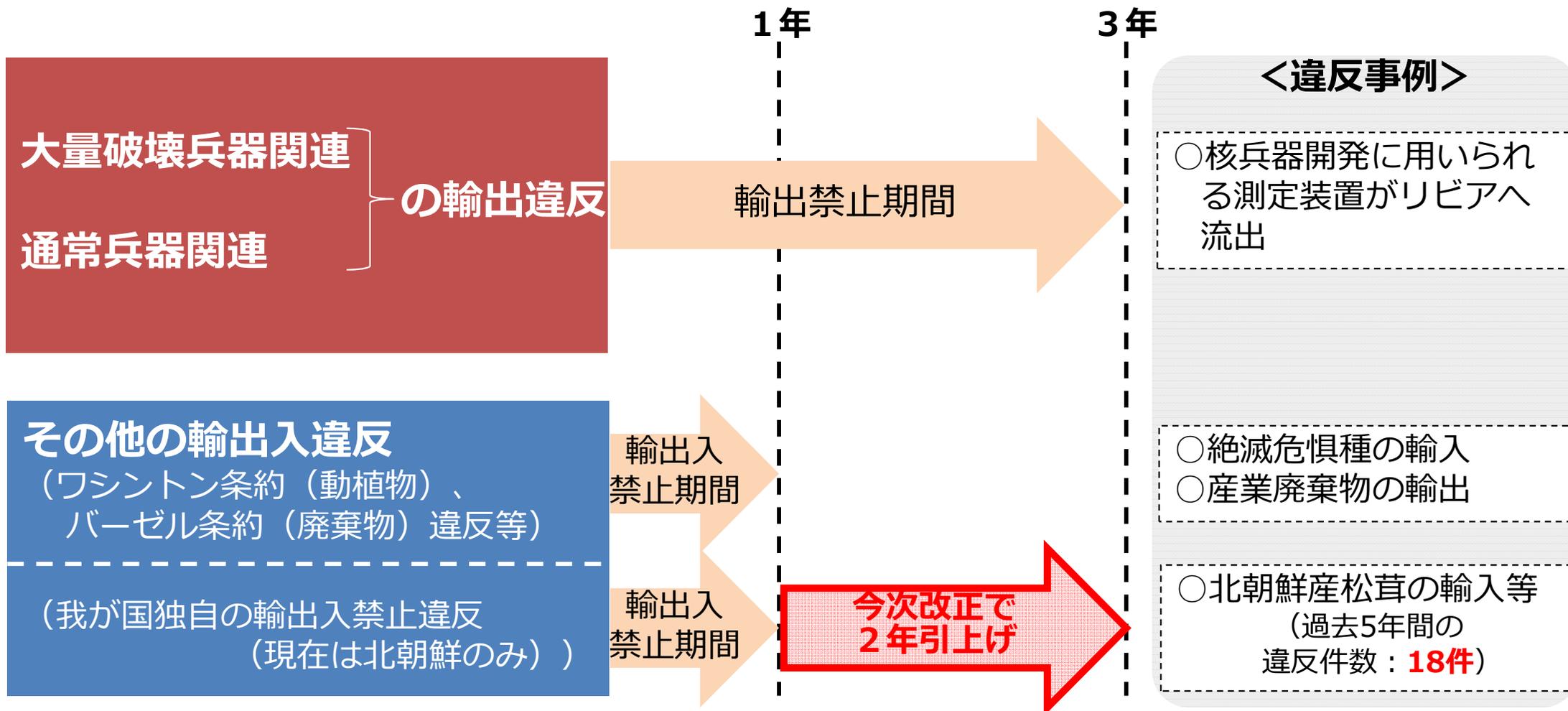
- 規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。
- 2017年改正において、**法人重科とスライド規定（価格の5倍）**を選択的に使用することで、**貨物の違法輸出・技術の違法取引への抑止効果を抜本的に強化**。
- また、輸出許可・技術取引許可に付された条件に違反した場合における**過料を罰則化**。

	対象	輸出入・技術取引規制の違反		
		大量破壊兵器関連	通常兵器関連	その他
改正前	個人 法人	1,000万円 or 輸出価格の5倍	700万円 or 輸出価格の5倍	500万円 or 輸出価格の5倍

改正後	個人	3,000万円 or 輸出価格の5倍	2,000万円 or 輸出価格の5倍	1,000万円 or 輸出価格の5倍
	法人	10億円 or 輸出価格の5倍	7億円 or 輸出価格の5倍	5億円 or 輸出価格の5倍

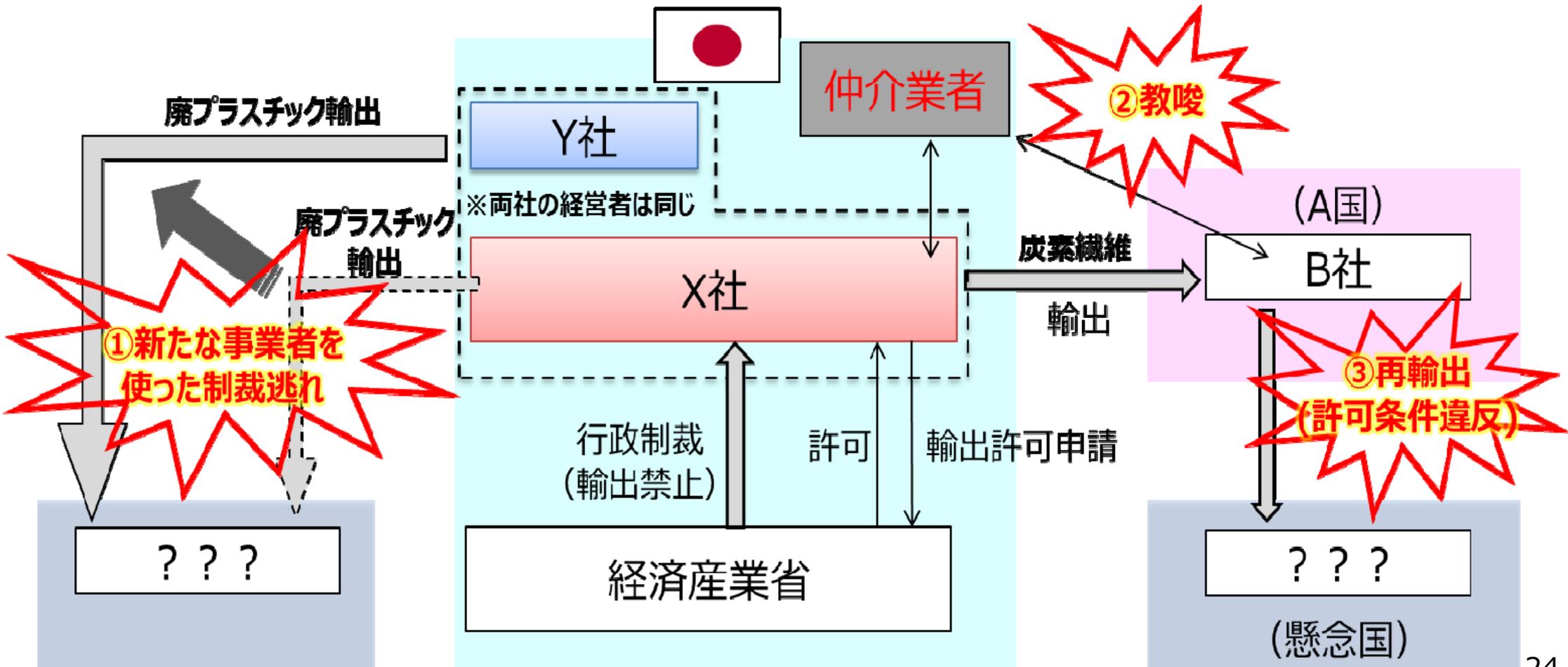
違反に対する行政制裁の強化（2017年法改正）（1/2）

- 我が国独自の輸出入禁止措置に違反する行為への抑止力を高めるべく、**当該輸出入禁止措置の違反者に対する行政制裁の期間の上限を引上げ**。



違反に対する行政制裁の強化（2017年法改正） (2/2)

- ① 輸出入禁止命令に対する別会社を使った制裁逃れに対応するため、**別会社の担当役員等への就任等を禁止を命令できる制度を創設。**
- ② **仲介業者等の関係者への立入検査権限を創設。**
- ③ **許可条件違反に対する過料を罰則化。**（懲役3年、罰金100万円又は輸出価格の3倍）



日本が実施している主な対北朝鮮制裁措置

規制対象		担当省庁	現行の主な措置
モノ	輸出	経済産業省	北朝鮮への全ての品目の輸出禁止（平成21年開始） ※国連安保理決議に基づき、大量破壊兵器関連物資、奢侈品の輸出禁止は、平成18年から実施
	輸入		北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止（平成18年開始）
カネ	支払等	財務省 (貿易に伴うものは 経済産業省)	北朝鮮の核及びミサイル計画関連の 団体・個人に対する資金移転の禁止
			北朝鮮向けの送金の原則禁止（人道目的を除く）
			北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う 送金，送金の受取，資本取引の禁止
	現金等の持ち出し	財務省	北朝鮮を仕向地とする現金等の持ち出しの届出（10万円超）
金融機関等	財務省	我が国の金融機関等による北朝鮮における支店の開設、北朝鮮金融 機関の我が国における支店開設等の原則全面禁止	
ヒト	我が国への入国の 制限	法務省	北朝鮮籍者の入国の原則禁止 対北朝鮮措置に違反した外国人船員・在日外国人の 再入国等の原則不許可
	我が国から北朝鮮へ の渡航	外務省	我が国から北朝鮮への渡航自粛の要請
運搬・移動手段	国土交通省	航空チャーター便の北朝鮮から我が国への乗り入れ禁止	
貨物検査		北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶 及び制裁対象者関連等の船舶の入港禁止 北朝鮮が輸出入する国連制裁対象貨物を積載すると 見込まれる船舶に対する貨物検査	